

事 務 連 絡
平成 25 年 10 月 31 日

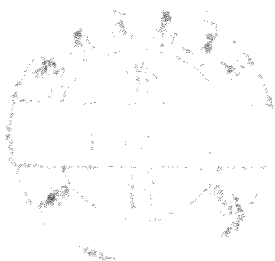
各都道府県衛生主管部（局）
薬務主管課 御中

厚生労働省医薬食品局審査管理課

薬用クリームの製造販売承認申請書モデル（モックアップ）について

今般、日本化粧品工業連合会において、薬用クリームの製造販売承認申請書モデル（モックアップ）がとりまとめられたところであるが、各製造販売業者における製造販売承認申請に係る業務において、その作業の効率化等に資するものと考えられることから、当該団体に加盟していない貴管下の関係業者に対しても、周知方御配慮願いたい。





薬用クリーム モックアップ
(医薬部外品製造販売承認申請書作成用)

平成25年10月

日本化粧品工業連合会

薬事法対策委員会

薬用クリームにおける製造販売承認申請書作成のための
モックアップ (PDF 形式) について

日本化粧品工業連合会薬事法対策委員会では、厚生労働省医薬食品局審査管理課及び独立行政法人 医薬品医療機器総合機構一般薬等審査部にご指導をいただきながら、別添の「薬用クリームにおける製造販売承認申請書作成のためのモックアップ」を作成致しました。

モックアップは、薬用化粧品等の承認申請書の作成にあたり、適切な申請書を作成するための手助けになるもので、申請書の具体的なモデルを示したものであるとともに、記載を求められている事項のポイントを、「薬用クリーム」を例に示したものです。

なお、モックアップは、上述のように承認申請書の作成にあたってその手助けになるものと考えていますが、記載例自体はあくまでも例示であるとともに、申請書は個々の製品特性を踏まえて作成するものであることを付言させていただきます。もちろん、薬事法はもとより、薬事法施行規則、各種通知等を確認して申請いただく必要があるのは当然のことです。

また、今回お示ししたモックアップは、いわゆる規格及び試験方法に係るところは掲載しておりません。これらにつきましては、今後の課題として取り組んでまいります。

本モックアップが活用されることにより、記載内容が充実した申請書が増加して申請書のレベルアップが図られ、その結果、審査の効率化・迅速化につながることを期待されるところです。

平成25年10月31日

日本化粧品工業連合会
薬事法対策委員会

— 目 次 —

第1章 製造方法・規格以外について.....	1
医薬部外品製造販売承認申請書	2
共通ヘッダー	3
成分及び分量又は本質欄	5
(製造方法:「第2章 製造方法について」を参照)	
用法及び用量	12
効能又は効果	12
貯蔵方法及び有効期間	12
備考欄	13
<参考資料>	
pH調整剤の配合例	14
使用前例一覧表	15
薬用化粧品の効能又は効果の範囲	19
化粧品の効能の範囲	20
第2章 製造方法について.....	21
一貫製造の場合	22
複数の製造所を経由して製造する場合(垂直型)	23
複数の製造フローで製造する場合(水平型)	26
外国製造業者で一貫製造をして輸入する場合	29
外部試験機関を利用する場合	31
<参考資料>	
別紙<フロー図例>	35
カテゴリー別製造方法例一覧	37

第1章 製造方法・規格以外について

収入印紙を貼付
21,400円分

医薬部外品製造販売承認申請書

名称	一般的名称			
	販売名	粧工連クリーム		
成分及び分量又は本質				
製 造 方 法				
用 法 及 び 用 量				
効 能 又 は 効 果				
貯蔵方法及び有効期間				
規 格 及 び 試 験 方 法				
製造販売する品目の 製造所	名 称	所 在 地	許可区分又は認定区分	許可番号又は認定番号
原薬の製造所	名 称	所 在 地	許可区分又は認定区分	許可番号又は認定番号
備 考				

上記により、医薬部外品の製造販売の承認を申請します。

平成xx年yy月zz日

住 所 東京都港区1-2-3

氏 名 粧工連株式会社

代表取締役 粧工連 一郎

印

厚生労働大臣

厚生労働大臣の氏名を記載

代表取締役の印

申請日における厚生労働大臣の氏名を確認すること。

医薬部外品製造販売承認申請書

新規申請の場合 E02 を選択

<p>【様式】 【様式の別を示す記号】</p> <p>【提出先】 【提出先の別】 【提出年月日】</p> <p>【提出者】 【業者コード】 【管理番号】 【郵便番号】 【住所】 【法人名】 【法人名ふりがな】 【代表者氏名】 【代表者氏名ふりがな】</p> <p>【担当者】 【郵便番号】 【住所】 【氏名1】 【氏名1ふりがな】 【氏名2】 【氏名2ふりがな】 【連絡先】 【所属部課名等】 【電話番号】 【FAX番号】 【メールアドレス】</p> <p>【再提出情報】 【再提出状況を示す記号】</p> <p>【手数料】 【手数料コード】</p> <p>【添付ファイル情報】 【別紙ファイル名】 【添付資料ファイル名】</p>	<p>:E02 (医薬部外品製造販売承認申請書)</p> <p>:1 (厚生労働省)</p> <p>:2xyyzz (平成 xx 年 yy 月 zz 日)</p> <p>:XXXXXX000</p> <p>:001</p> <p>:123-4567</p> <p>:東京都港区 1-2-3</p> <p>:粧工連株式会社</p> <p>:しょうこうれんかぶしきがいしゃ</p> <p>:代表取締役 粧工連 一郎</p> <p>:しょうこうれん いちろう</p> <p>:123-4567</p> <p>:東京都中央区 1-2-3</p> <p>:粧工連 花子</p> <p>:しょうこうれん はなこ</p> <p>:粧工連 太郎</p> <p>:しょうこうれん たろう</p> <p>:薬事部 薬事課</p> <p>:03-XXXX-XXXX</p> <p>:03-XXXX-YYYY</p> <p>:XXX@YYY.co.jp</p> <p>:1 (新規提出)</p> <p>:GCA (医薬部外品・化粧品製造販売承認)</p> <p>:E02-00001.pdf</p> <p>:E02-00001b.pdf</p>
--	--

提出年月日は申請年月日を記載する。回答書や差換え願の提出年月日を記載しないように注意すること。

業者コードは正しく記載 (法人のコードを入力)

管理番号を入力 (各社任意の番号)

電話番号、FAX番号を正しく記載すること。

「新規提出」を選択。

医薬部外品製造販売承認の手数料は、GCA を選択すること。手数料金額は不要のためタダごと削除すること。

構造式、参照スペクトル、外字表等の承認内容についてはPDF化して添付

使用前例一覧表、各種理由書又は念書等をPDF化して添付する場合には【添付資料ファイル名】に添付。

【申請の別】 【医薬品、医薬部外品、化粧品】 【名称】 【販売名】	:2 (医薬部外品) :粧工連クリーム
--	----------------------------

名称欄で種別、一般的名称には何も記載しない。

シリーズ申請の場合、色調や香調の識別に関する部分は記載しない。

- 以下のような販売名は不可。
1. 既存の医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器と同一もしくは区別が困難な名称。
 2. 虚偽、誇大、誤解を招くおそれのある名称。
 3. 特定の成分名や効能又は効果を用いた名称。
 4. 製品の特定が困難な一般的な名称。
 5. ローマ字のみの名称。
 6. 剤型と異なる名称。

「簡略記載の欄は空欄とすること」

配合する成分量の合計が100となることを確認すること

g, mL など製剤の単位を記載

「単位量」を選択

公定書への収載や改訂により成分コードが変わる場合があるのでよく確認すること。

成分ごとに、配合目的、規格、成分コード、成分名、分量、単位を記載。

平成17.3.31 薬食審査発第0331025号(注)「フレキシブルディスク等を利用した申請書等の記録項目、コード表等について」のCODE106より成分コードを選択すること。

単位を忘れずに記載すること

抗炎症剤など効能・効果を連想させる配合目的は認められない。

成分及び分量又は本質			
簡略記載			
構成	基本単位	03 (単位量)	
	分量	100	
	単位	01 (g)	
成分	配合目的	規格	成分コード
	000 (有効成分)	51 (外原規)	500133
	成分名		
	グリチルレチン酸ステアリル		
	分量 (又は分量上限)	分量下限	単位
	0.1		01 (g)
	プレミックス、エキスを示す番号	プレミックス、エキスの構成成分を示す記号	
成分	配合目的	規格	成分コード
	000 (有効成分)	51 (外原規)	540201
	成分名		
	酢酸DL- α -トコフェロール		
	分量 (又は分量上限)	分量下限	単位
	0.3		01 (g)
	プレミックス、エキスを示す番号	プレミックス、エキスの構成成分を示す記号	
成分	配合目的	規格	成分コード
	503 (安定剤)	51 (外原規)	110698
	成分名		
	無水亜硫酸ナトリウム		
	分量 (又は分量上限)	分量下限	単位
	0.5		01 (g)
	プレミックス、エキスを示す番号	プレミックス、エキスの構成成分を示す記号	
成分	配合目的	規格	成分コード
	510 (基剤)	51 (外原規)	104226
	成分名		
	マイクロクリスタリンワックス		
	分量 (又は分量上限)	分量下限	単位
	2.0		01 (g)
	プレミックス、エキスを示す番号	プレミックス、エキスの構成成分を示す記号	

(注) 関連通知: H18.3.20 薬食審査発第0320005号
 H18.3.31 薬食審査発第0331028号
 H19.10.2 審査管理課事務連絡
 H24.12.4 薬食審査発1204第4号

成分	配合目的	規格	成分コード
	547 (乳化剤)	51 (外原規)	105359
	成分名		
	ポリオキシエチレン硬化ヒマシ油		
	分量 (又は分量上限)	分量下限	単位
	2.0		01 (g)
	プレミックス、エキスを示す番号	プレミックス、エキスの構成成分を示す記号	
成分	配合目的	規格	成分コード
	543 (着色剤)	73 (法色規)	520981
	成分名		
	法定色素		
	分量 (又は分量上限)	分量下限	単位
			81 (微量)
	プレミックス、エキスを示す番号	プレミックス、エキスの構成成分を示す記号	
成分	配合目的	規格	成分コード
	542 (着香剤)		109336
	成分名		
	香料		
	分量 (又は分量上限)	分量下限	単位
			81 (微量)
	プレミックス、エキスを示す番号	プレミックス、エキスの構成成分を示す記号	
成分	配合目的	規格	成分
	527 (湿潤剤)	99 (別紙規格)	
	成分名		
	シリコン混合物		
	分量 (又は分量上限)	分量下限	
	2.0		
	プレミックス、エキスを示す番号	プレミックス、エキスの構成成分を示す記号	
成分	配合目的	規格	成分コード
	569 (防腐剤)	51 (外原規)	522119
	成分名		
	パラオキシ安息香酸エステル		
	分量 (又は分量上限)	分量下限	単位
	0.1		01 (g)
	プレミックス、エキスを示す番号	プレミックス、エキスの構成成分を示す記号	

着色剤、香料の種類が異なる場合のみシリーズ申請が認められ、その場合、着色剤、香料は分量の幅記載ができる。

省令で定められたタール色素を使用する場合、配合目的は「着色剤」規格は「法色規」と記載。成分名は「法定色素」とし、省令の別表ナンバーは省略。

着色剤、香料は、0.1%以下の場合「微量」と記載して差し支えない。微量には0が含まれる。

着色剤、香料の種類が異なる場合のみシリーズ申請が認められ、その場合、着色剤、香料は分量の幅記載ができる。

着色剤、香料は、0.1%以下の場合「微量」と記載して差し支えない。微量には0が含まれる。

本モックアップでは前例等を確認していない「ダミー名称」を使用している。

公定書になく別紙規格で自社で承認を取得した成分

外原規に記載されているパラオキシ安息香酸のイソブチル、イソプロピル、エチル、ブチル、プロピル及びメチルエステルを配合する場合には、「パラキシ安息香酸エステル」と記載し、分量は各成分の合計量を記載して差し支えない。

プレミックス成分の記載例1	成分	配合目的	規格	成分コード
		510 (基剤)	51 (外原規)	003615
		成分名		
		L-セリン		
		分量 (又は分量上限)	分量下限	単位
0.4		01 (g)		
プレミックス、エキスを示す番号	プレミックス、エキスの構成成分を示す記号			
本モックアップでは前例等を確認していない「ダミー名称」を使用している	成分	配合目的	規格	成分コード
		574 (油脂剤)	99 (別紙規格)	999999
		成分名		
		シア脂/d-δ-トコフェロール混合物		
		分量 (又は分量上限)	分量下限	単位
XX		01 (g)		
プレミックス、エキスを示す番号	プレミックス、エキスの構成成分を示す記号			
01				
XXは構成成分 (YY, ZZ) の合計量を記載 XXの記載例: 2.0	成分	配合目的	規格	成分コード
		574 (油脂剤)	51 (外原規)	523110
		成分名		
		シア脂		
		分量 (又は分量上限)	分量下限	単位
YY		01 (g)		
プレミックス、エキスを示す番号	プレミックス、エキスの構成成分を示す記号			
01	1 (C)			
XXはYYとZZの合計量を記載 YYの記載例: 1.96	成分	配合目的	規格	成分コード
		510 (基剤)	51 (外原規)	109575
		成分名		
		d-δ-トコフェロール		
		分量 (又は分量上限)	分量下限	単位
ZZ		01 (g)		
プレミックス、エキスを示す番号	プレミックス、エキスの構成成分を示す記号			
01	1 (C)			
XXはYYとZZの合計量を記載 ZZの記載例: 0.04	成分	配合目的	規格	成分コード
		510 (基剤)	51 (外原規)	109575
		成分名		
		d-δ-トコフェロール		
		分量 (又は分量上限)	分量下限	単位
ZZ		01 (g)		
プレミックス、エキスを示す番号	プレミックス、エキスの構成成分を示す記号			
01	1 (C)			

プレミックス成分は混合原料としての配合目的、成分名、分量を記載。規格は別紙規格とし、プレミックス、エキスを示す番号欄に番号を記載。なお、別紙規格の添付は不要。
プレミックス成分とは成分を単純に混合させたもの

プレミックス成分を構成する成分について、配合目的、規格、成分コード、成分名、分量、単位を記載。プレミックス、エキスを示す番号欄に加え、構成成分を示す記号欄も記入。

プレミックス成分の記載例2

本モックアップでは前例等を確認していない「ダミー名称」を使用している

分割した値が割りきれないが、入力できる桁まで記載する。

分割した値が割りきれないが、入力できる桁まで記載する。

分割した値が割りきれないが、適当な成分で調整し入力できる桁まで記載する。

成分	配合目的	規格	成分コード
	527 (湿潤剤)	99 (別紙規格)	999999
	成分名		
	アルニカ/オトギリソウ/セイヨウキズタ植物混合液		
	分量 (又は分量上限)	分量下限	単位
	0.01		01 (g)
	プレミックス, エキスを示す番号	プレミックス, エキスの構成成分を示す記号	
02			
成分	配合目的	規格	成分コード
	527 (湿潤剤)	51 (外原規)	109613
	成分名		
	アルニカエキス		
	分量 (又は分量上限)	分量下限	単位
	0.00333333		01 (g)
	プレミックス, エキスを示す番号	プレミックス, エキスの構成成分を示す記号	
02	1 (C)		
成分	配合目的	規格	成分コード
	527 (湿潤剤)	51 (外原規)	520236
	成分名		
	オトギリソウエキス		
	分量 (又は分量上限)	分量下限	単位
	0.00333333		01 (g)
	プレミックス, エキスを示す番号	プレミックス, エキスの構成成分を示す記号	
02	1 (C)		
成分	配合目的	規格	成分コード
	527 (湿潤剤)	51 (外原規)	520656
	成分名		
	セイヨウキズタエキス		
	分量 (又は分量上限)	分量下限	単位
	0.00333334		01 (g)
	プレミックス, エキスを示す番号	プレミックス, エキスの構成成分を示す記号	
02	1 (C)		
成分	配合目的	規格	成分コード
	510 (基剤)	51 (外原規)	520576
	成分名		
	植物性スクワラン		
	分量 (又は分量上限)	分量下限	単位
	2.0		01 (g)
	プレミックス, エキスを示す番号	プレミックス, エキスの構成成分を示す記号	

成分	配合目的	規格	成分コード	
	510 (基剤)	51 (外原規)	002328	
	成分名			
	プロピレングリコール			
	分量 (又は分量上限)	分量下限	単位	
	3.0		01 (g)	
	プレミックス、エキスを示す番号	プレミックス、エキスの構成成分を示す記号		
	成分	配合目的	規格	成分コード
		547 (乳化剤)	51 (外原規)	105370
	成分名			
	ポリオキシエチレンラウリルエーテル (2E. O.)			
分量 (又は分量上限)	分量下限	単位		
0.1		01 (g)		
プレミックス、エキスを示す番号	プレミックス、エキスの構成成分を示す記号			
成分	配合目的	規格	成分コード	
	527 (湿潤剤)	51 (外原規)	500263	
成分名				
ソルビット液				
分量 (又は分量上限)	分量下限	単位		
2.0		01 (g)		
プレミックス、エキスを示す番号	プレミックス、エキスの構成成分を示す記号			
成分	配合目的	規格	成分コード	
	527 (湿潤剤)	51 (外原規)	523287	
成分名				
ラクトフェリン液				
分量 (又は分量上限)	分量下限	単位		
0.01		01 (g)		
プレミックス、エキスを示す番号	プレミックス、エキスの構成成分を示す記号			
	ウシ等由来原材料	原材料		
		乳		
		ウシ等動物名		
		ウシ		
		使用部位	(24 (乳))	
		原産国		
		(213 (ドイツ))		
		TSE 番号		

ポリオキシエチレンラウリルエーテルについては付加重合度をカッコで記載する。

成分を特定するために表示量、付加重合度、粘度等が必要な成分はそれらをテキスト欄に記載する。
表示量、付加重合度等は当該成分名の横に括弧書きで付してもよい。

上記と関連してテキスト欄にソルビットとしての配合量を記載する。

ウシ等由来原材料の場合に記載。(テキスト欄にも記載する。)
ウシ等由来原材料については通知(平成15年5月20日、医薬審発0520001)等を参考に記載する。

成分	配合目的	規格	成分コード	
	527 (湿潤剤)	51 (外原規)	001224	
	成分名			
	濃グリセリン			
	分量 (又は分量上限)	分量下限	単位	
	10.0		01 (g)	
	プレミックス、エキスを示す番号	プレミックス、エキスの構成成分を示す記号		
成分	配合目的	規格	成分コード	
	555 (粘度調整剤)	51 (外原規)	532004	
	成分名			
	アクリル酸・メタクリル酸アルキル共重合体			
	分量 (又は分量上限)	分量下限	単位	
	プレミックス、エキスを示す番号	プレミックス、エキスの構成成分を示す記号		
			82 (適量)	
成分	配合目的	規格	成分コード	
	564 (pH調整剤)	51 (外原規)	001215	
	成分名			
	クエン酸			
	分量 (又は分量上限)	分量下限	単位	
			82 (適量)	
	プレミックス、エキスを示す番号	プレミックス、エキスの構成成分を示す記号		
成分	配合目的	規格	成分コード	
	564 (pH調整剤)	51 (外原規)	001219	
	成分名			
	クエン酸ナトリウム			
	分量 (又は分量上限)	分量下限	単位	
			82 (適量)	
	プレミックス、エキスを示す番号	プレミックス、エキスの構成成分を示す記号		
成分	配合目的	規格	成分コード	
	510 (基剤)	51 (外原規)	002130	
	成分名			
	硬化油			
	分量 (又は分量上限)	分量下限	単位	
	1.0		01 (g)	
	プレミックス、エキスを示す番号	プレミックス、エキスの構成成分を示す記号		

粘度調整剤として配合する成分の分量は、2種まで適量と記載して差し支えない。適量には0が含まれる。
 なお、適量とする成分が粘度調整剤として適切な成分で、品質の恒常性を確保できることが前提である。

pH調整剤として配合する成分の分量は、2種まで適量と記載して差し支えない。適量には0が含まれる。
 なお、適量とする成分がpH調整剤として適切な成分で、品質の恒常性を確保できることが前提である。
 P.14 参照

成分	配合目的	規格	成分コード																					
	510 (基剤)	51 (外原規)	001370																					
	成分名																							
	精製水																							
	分量 (又は分量上限)	分量下限	単位																					
			82 (適量)																					
プレミックス, エキスを示す番号	プレミックス, エキスの構成成分を示す記号																							
成分及び分量又は本質	<p>アクリル酸・メタクリル酸アルキル共重合体の配合上限は2.0%</p> <p>ラクtofelin液は、ウシ (原産国ドイツ) の乳に由来する。製造方法は、外原規ラクtofelin液によるほか、健康な動物に由来する原料を使用し、BSEに感染している動物由来の原料及び生物由来原料基準の反芻動物由来原料基準に定める使用してはならない部位が製造工程で混入しないよう採取した乳を原料として製する。</p> <p>シア脂/d-δ-トコフェロール混合物</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>規格</th> <th>成分名</th> <th>分量 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外原規</td> <td>シア脂</td> <td>98</td> </tr> <tr> <td>外原規</td> <td>d-δ-トコフェロール</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>アルニカ/オトギリソウ/セイヨウキズタ植物混合液</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>規格</th> <th>成分名</th> <th>分量 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外原規</td> <td>アルニカエキス</td> <td>33.333</td> </tr> <tr> <td>外原規</td> <td>オトギリソウエキス</td> <td>33.333</td> </tr> <tr> <td>外原規</td> <td>セイヨウキズタエキス</td> <td>33.334</td> </tr> </tbody> </table> <p>ソルビット液はソルビットとして0%</p> <p>硬化油は植物に由来する</p> <p>外原規 植物性スクワランはオリーブ油に由来する。</p>			規格	成分名	分量 (%)	外原規	シア脂	98	外原規	d- δ -トコフェロール	2	規格	成分名	分量 (%)	外原規	アルニカエキス	33.333	外原規	オトギリソウエキス	33.333	外原規	セイヨウキズタエキス	33.334
規格	成分名	分量 (%)																						
外原規	シア脂	98																						
外原規	d- δ -トコフェロール	2																						
規格	成分名	分量 (%)																						
外原規	アルニカエキス	33.333																						
外原規	オトギリソウエキス	33.333																						
外原規	セイヨウキズタエキス	33.334																						

精製水、デンプン等の基剤は、2種まで適量と記載して差し支えない。適量には0が含まれる。なお、適量とする成分が基剤として適切な成分で、品質の恒常性を確保できることが前提である。

分量を適量とした成分のうち、少なくとも、添加物リストにおいて配合上限が設定されている成分又は別紙規格成分については、本製剤における配合上限を記載

●動物由来成分について、動物の種類及び使用部位を記載する。

①ウシ等 (ウシ、ヒツジ、ヤギ、水牛、シカ、カモシカ等) 由来原料を配合している場合
通知 (平成15年5月20日、医薬審発0520001号) 等を参考に記載する。

②ウシ等以外の動物 (ブタ、鳥類等) 由来成分の場合
以下の記載例を参考に記載する。

<記載例>
○○ (成分名) は、△△ (動物名) の□□ (使用部位) に由来する。規格は◇◇ (公定書名) 「○○ (成分名)」によるほか、健康な動物を原料とする。

●公定書収載成分や別紙規格成分の本質部分に、動物、魚類あるいは植物等、複数の由来生物種が規定されている場合には、申請品目に配合する当該成分の由来生物種を記載する。

魚類や植物の場合は以下の記載を参考にすること。

<記載例>
○○ (成分名) は、△△ (原材料名) の□□ (使用部位) に由来する。

なお、ウシ等及びウシ等以外の記載は上記①及び②を参照すること。

【用法及び用量】

【用法及び用量】

適量を皮膚に塗布する。

「1日3回XXg塗布する」等医薬品的な用法・用量は認められない。

【効能又は効果】

【効能又は効果】

肌あれ、あれ性、あせも・しもやけ・ひび・あかぎれ・にきびを防ぐ。かみそりまけを防ぐ。日やけ・雪やけ後のほてりを防ぐ。肌をひきしめる。肌を清浄にする。肌を整える。皮膚をすこやかに保つ。皮膚にうるおいを与える。皮膚を保護する。皮膚の乾燥を防ぐ。

成分、分量、用法等からみて妥当な効能・効果を記載。化粧品の効能の範囲のみを標榜することは認められない。

p.19、p.20 参照

【貯蔵方法及び有効期間】

安定性試験結果等を踏まえ、室温（1～30℃）で3年以上の有効期間が設定できる場合は空欄としてよい。

備考1、備考2は記載必須		許可番号、許可年月日は正しく記載すること。	
【備考1】			
【製造販売業許可】			
【許可の種類】	種類なしを選択する。	: 0 (種類なし)	
【許可番号】		: 13D0X0XXXX	
【許可年月日】		: 2xxyyzz (平成 xx 年 yy 月 zz 日)	
【医療用、一般用等の別】		: 68 (クリーム、乳液、ハンドクリーム、化粧用油 (リップクリーム等を含む))	
【個別承認、種別承認、シリーズの別を示す記号】		: 3 (個別品目承認、シリーズ)	医薬部外品の種類にあったコードを選択する。
			着色剤、香料のみが異なるシリーズ申請の場合は、「3 (個別品目承認、シリーズ)」を選択
【使用上の注意】	安全性を確保する上で必要な場合に、使用上の注意を記載する。		ポリオキシエチレンポリオキシプロピレングリコールを含有する医薬部外品の場合、「平成 15 年 3 月 19 日付け医薬安発 0319003 号による」と記載する。

【備考2】

【申請区分】	: 202 (医薬部外品区分 2)
【添付資料の有無】	: 1 (有)
【その他備考】	添付資料がある場合は「1 (有)」、ない場合は「2 (無)」を選択する。

参考 1 : 一物多名称時の備考 2 の記載例

【備考2】

【申請区分】	: 202 (医薬部外品区分 2)
【添付資料の有無】	: 2 (無)
【その他備考】	例 1. ●●年●●月●●日承認の「販売名」(承認番号:XXXXX)の一物多名称であるため実測値は省略する。 例 2. ●●年●●月●●日申請の「販売名」と一物多名称であるため実測値は省略する。

参考 2 : 既承認品目と販売名と製造所に関する項目以外が同一の場合の記載例

【備考2】

【申請区分】	: 202 (医薬部外品区分 2)
【添付資料の有無】	: 2 (無)
【その他備考】	例 1. ●●年●●月●●日承認の「販売名」(承認番号:XXXXX)と販売名及び製造所に関する項目以外が同一であるため実測値は省略する。 例 2. ●●年●●月●●日申請の「販売名」と販売名及び製造所に関する項目以外が同一であるため実測値は省略する。

製造所が異なる場合は、【備考 1】欄の一物多名称のタグは選択せず、空欄のままとする

参考資料 (pH調整剤の配合例)

pH調整剤の種類		パターンW	パターンX	パターンY	パターンZ
pH調整剤 (酸)	pH調整剤 A	「適量」記載	「適量」記載	—	「適量」記載
	pH調整剤 B	具体的な分量を 記載	—	—	具体的な分量を 記載
pH調整剤 (アルカリ)	pH調整剤 C	「適量」記載	「適量」記載	「適量」記載	—
	pH調整剤 D	具体的な分量を 記載	—	具体的な分量を 記載	—
成分数		4	2	2	2
「適量」記載の数		2	2	1	1

— 無配合

例示1：有効成分の前例について自社又は他社における承認前例を記載する場合
使用前例一覧表

1. 有効成分

規格	成分コード	成分名	分量 (g)	承認前例	備考
外原規	500133	グリチルレチン酸ステアリル	0.1	承認年月日 平成20年〇月△日 承認番号 22000DZX0XXXX000 販売名 千代田区乳液 配合量 クリーム・乳液 0.1%	承認前例欄には、把握している情報を全て記載すること
外原規	540201	酢酸DL- α -トコフェロール	0.3	承認年月日 平成21年△月×日 承認番号 22100DZX0XXXX000 販売名 港区クリームB 配合量 クリーム・乳液 0.3%	
有効成分の組み合わせ及び分量が同じ承認前例がある場合は、その承認前例を記載すること。 可能な限り、最新の規格内容が確認できる承認前例を記載すること。					
医薬部外品の種類 (カテゴリー) を記載する。					

2. その他の成分

成分規格	成分コード	成分名	分量 (g)	承認前例	備考
外原規	110698	無水亜硫酸ナトリウム	0.5	承認年月日 平成19年〇月△日 承認番号 21900DZX0XXXX000 販売名 港区ホワイトニング 配合量 クリーム・乳液 2.0%	承認前例欄には、把握している情報を全て記載すること。 可能な限り、最新の規格内容が確認できる承認前例を記載すること。
外原規	104226	マイクロクリスタリンワックス	2.0		医薬部外品添加物リストの範囲内
外原規	105359	ポリオキシエチレン硬化ヒマシ油	2.0		医薬部外品添加物リストの範囲内
別紙規格	999999	シリコン混合物	0.0		医薬部外品添加物リストを確認し、範囲内であればこのように記載する
外原規	522119	パラオキシ安息香酸エステル	0.1		本モックアップでは前例等を確認していない「ダミー名称」を使用している
外原規	003615	L-セリン	0.4		
別紙規格	999999	シア脂/d- δ -トコフェロール混合物	XX		医薬部外品添加物リストの範囲内 医薬部外品添加物リストの範囲内

外原規	523110	シア脂		YY		医薬部外品添加物リストの範囲内
外原規	109575	d-δ-トコフェロール		ZZ		医薬部外品添加物リストの範囲内
別紙規格	999999	アルニカ/オトギリソウ/セイヨウキズタ 植物混合液		0.01		本モックアップでは前例等を 確認していない「ダミー名称」 を使用している
外原規	109613	アルニカエキス		0.003333333		医薬部外品添加物リストの範囲内
外原規	520236	オトギリソウエキス		0.003333333		医薬部外品添加物リストの範囲内
外原規	520656	セイヨウキズタエキス		0.003333334		医薬部外品添加物リストの範囲内
外原規	002328	プロピレングリコール		3.0		医薬部外品添加物リストの範囲内
外原規	105370	ポリオキシエチレンラウリルエーテル(2 E. O.)		0.1		医薬部外品添加物リストの範囲内
外原規	500263	ソルビット液		2.0		医薬部外品添加物リストの範囲内
外原規	523287	ラクトフェリン液		0.01		医薬部外品添加物リストの範囲内
外原規	001224	濃グリセリン		10.0		医薬部外品添加物リストの範囲内
外原規	532004	アクリル酸・メタクリル酸アルキル共重 合体		適量		医薬部外品添加物リストの範囲内
外原規	001215	クエン酸		適量		医薬部外品添加物リストの範囲内
外原規	001219	クエン酸ナトリウム		適量		医薬部外品添加物リストの範囲内
外原規	002130	硬化油		1.0		医薬部外品添加物リストの範囲内

例示2：有効成分の前例について機構の簡易相談にて承認前例を確認した場合の記載

使用前例一覧表

全ての有効成分を記載する

1. 有効成分

規格	成分コード	成分名	分量 (g)	承認前例	備考
外原規	500133	グリチルレチン酸ステアaryl	0.1	承認年月日	平成××年YY月ZZ日の簡易相談にて承認前例を確認。
				承認番号	
				販売名	
				配合量	
外原規	540201	酢酸DL- α -トコフェロール	0.3	承認年月日	平成AA年BB月CC日の簡易相談にて承認前例を確認。
				承認番号	
				販売名	
				配合量	

一変されている場合は、備考欄にその旨と一変承認年月日を記載すること。

その他の成分は「法定色素」「精製水」及び「1%以下の香料」を除く

2. その他の成分

成分規格	成分コード	成分名	分量 (g)	承認前例	備考	
外原規	110698	無水亜硫酸ナトリウム	0.5		医薬部外品添加物リストの範囲内	
外原規	104226	マイクロクリスタリンフックス	2.0		医薬部外品添加物リストの範囲内	
外原規	105359	ポリオキシエチレン硬化ヒマシ油	2.0		医薬部外品添加物リストの範囲内	
別紙規格	999999	シリコン混合物 本モックアップでは前例等を確認していない「ダミ一名称」を使用している	2.0	承認年月日	平成19年〇月△日	
				承認番号		21900DZX0XXX000
				販売名		港区ホワイトニング
				配合量		クリーム・乳液 2.0%
本原規	522119	パラオキシ安息香酸エステル	0.1		医薬部外品添加物リストの範囲内	
本原規	003615	L-セリン	0.4		医薬部外品添加物リストの範囲内	
別紙規格	999999	シア脂/d- δ -トコフェロール混合物	XX			
外原規	523110	シア脂	YY		医薬部外品添加物リストの範囲内	
外原規	109575	d- δ -トコフェロール	ZZ		医薬部外品添加物リストの範囲内	

別紙規格	999999	アルニカ/オトギリソウ/セイヨウキズタ植物 混合液	0.01		
外原規	109613	アルニカエキス	0.00333333		医薬部外品添加物リストの範囲内
外原規	520236	オトギリソウエキス	0.00333333		医薬部外品添加物リストの範囲内
外原規	520656	セイヨウキズタエキス	0.00333334		医薬部外品添加物リストの範囲内
外原規	002328	プロピレングリコール	3.0		医薬部外品添加物リストの範囲内
外原規	105370	ポリオキシエチレンラウリルエーテル(2E. O.)	0.1		医薬部外品添加物リストの範囲内
外原規	500263	ソルビット液	2.0		医薬部外品添加物リストの範囲内
外原規	523287	ラクトフェリン液	0.01		医薬部外品添加物リストの範囲内
外原規	001224	濃グリセリン	10.0		医薬部外品添加物リストの範囲内
外原規	532004	アクリル酸・メタクリル酸アルキル共重合体	適量		医薬部外品添加物リストの範囲内
外原規	001215	クエン酸	適量		医薬部外品添加物リストの範囲内
外原規	001219	クエン酸ナトリウム	適量		医薬部外品添加物リストの範囲内
外原規	002130	硬化油	1.0		医薬部外品添加物リストの範囲内

本モックアップでは前例等を確認して
ない「ダミー名称」を使用している

参考資料(薬用化粧品の効能又は効果の範囲)

種類	効能・効果
1. シャンプー	ふけ・かゆみを防ぐ。 毛髪・頭皮の汗臭を防ぐ。 毛髪・頭皮を清浄にする。 毛髪・頭皮をすこやかに保つ。 毛髪をしなやかにする。 } 二者択一
2. リンス	ふけ・かゆみを防ぐ。 毛髪・頭皮の汗臭を防ぐ。 毛髪の水分・脂肪を補い保つ。 裂毛・切毛・枝毛を防ぐ。 毛髪・頭皮をすこやかに保つ。 毛髪をしなやかにする。 } 二者択一
3. 化粧水	肌あれ。あれ性。 あせも・しもやけ・ひび・あかぎれ・にきびを防ぐ。 油性肌。 かみそりまけを防ぐ。 日やけによるしみ・そばかすを防ぐ。 ^{注1)} 日やけ・雪やけ後のほてりを防ぐ。 肌をひきしめる。肌を清浄にする。肌を整える。 皮膚をすこやかに保つ。皮膚にうるおいを与える。
4. クリーム、乳液、ハンドクリーム、化粧用油	肌あれ。あれ性。 あせも・しもやけ・ひび・あかぎれ・にきびを防ぐ。 油性肌。 かみそりまけを防ぐ。 日やけによるしみ・そばかすを防ぐ。 ^{注1)} 日やけ・雪やけ後のほてりを防ぐ。 肌をひきしめる。肌を清浄にする。肌を整える。 皮膚をすこやかに保つ。皮膚にうるおいを与える。 皮膚を保護する。皮膚の乾燥を防ぐ。
5. ひげそり用剤	かみそりまけを防ぐ。皮膚を保護し、ひげをそりやすくする。
6. 日やけ止め剤	日やけ・雪やけによる肌あれを防ぐ。 日やけ・雪やけを防ぐ。 日やけによるしみ・そばかすを防ぐ。 ^{注1)} 皮膚を保護する。
7. パック	肌あれ。あれ性。 にきびを防ぐ。 油性肌。 日やけによるしみ・そばかすを防ぐ。 ^{注1)} 日やけ・雪やけ後のほてりを防ぐ。 肌をなめらかにする。 皮膚を清浄にする。
8. 薬用石けん(洗顔料を含む)	〈殺菌剤主剤(消炎剤主剤をあわせて配合するものを含む)〉 皮膚の清浄・殺菌・消毒。 体臭・汗臭及びにきびを防ぐ。 〈消炎剤主剤のもの〉 皮膚の清浄、にきび・かみそりまけ及び肌あれを防ぐ。

注1) 作用機序によっては、「メラニンの生成を抑え、しみ、そばかすを防ぐ。」も認められる。

注2) 上記にかかわらず、p.20の化粧品の効能の範囲のみを標榜するものは、医薬部外品としては認められない。

参考資料(化粧品)の効能の範囲)

(1) 頭皮、毛髪を清浄にする。	(30) 肌にはりを与える。
(2) 香りにより毛髪、頭皮の不快臭を抑える。	(31) 肌にツヤを与える。
(3) 頭皮、毛髪をすこやかに保つ。	(32) 肌を滑らかにする。
(4) 毛髪にはり、こしを与える。	(33) ひげを剃りやすくする。
(5) 頭皮、毛髪にうるおいを与える。	(34) ひげそり後の肌を整える。
(6) 頭皮、毛髪にうるおいを保つ。	(35) あせもを防ぐ(打粉)。
(7) 毛髪をしなやかにする。	(36) 日やけを防ぐ。
(8) クシどおりをよくする。	(37) 日やけによるシミ、ソバカスを防ぐ。
(9) 毛髪をつやを保つ。	(38) 芳香を与える。
(10) 毛髪につやを与える。	(39) 爪を保護する。
(11) フケ、カユミがとれる。	(40) 爪をすこやかに保つ。
(12) フケ、カユミを抑える。	(41) 爪にうるおいを与える。
(13) 毛髪の水分、油分を補い保つ。	(42) 口唇の荒れを防ぐ。
(14) 裂毛、切毛、枝毛を防ぐ。	(43) 口唇のキメを整える。
(15) 髪型を整え、保持する。	(44) 口唇にうるおいを与える。
(16) 毛髪の帯電を防止する。	(45) 口唇をすこやかにする。
(17) (汚れをおとすことにより)皮膚を清浄にする。	(46) 口唇を保護する。口唇の乾燥を防ぐ。
(18) (洗浄により)ニキビ、アセモを防ぐ(洗顔料)。	(47) 口唇の乾燥によるカサツキを防ぐ。
(19) 肌を整える。	(48) 口唇を滑らかにする。
(20) 肌のキメを整える。	(49) ムシ菌を防ぐ(使用時にブラッシングを行う歯みがき類)。
(21) 皮膚をすこやかに保つ。	(50) 歯を白くする(使用時にブラッシングを行う歯みがき類)。
(22) 肌荒れを防ぐ。	(51) 歯垢を除去する(使用時にブラッシングを行う歯みがき類)。
(23) 肌をひきしめる。	(52) 口中を浄化する(歯みがき類)。
(24) 皮膚にうるおいを与える。	(53) 口臭を防ぐ(歯みがき類)。
(25) 皮膚の水分、油分を補い保つ。	(54) 歯のやにを取る(使用時にブラッシングを行う歯みがき類)。
(26) 皮膚の柔軟性を保つ。	(55) 歯石の沈着を防ぐ(使用時にブラッシングを行う歯みがき類)。
(27) 皮膚を保護する。	(56) 乾燥による小ジワを目立たなくする。
(28) 皮膚の乾燥を防ぐ。	
(29) 肌を柔らげる。	

注1) 例えば、「補い保つ」は「補う」あるいは「保つ」との効能でも可とする。

注2) 「皮膚」と「肌」の使い分けは可とする。

注3) ()内は、効能には含めないが、使用形態から考慮して、限定するものである。

参照先：平成23年7月21日 薬食発0721第1号

第2章 製造方法について

I 一般的クリーム製剤

1. 一貫製造の場合

【製造方法】

【剤型分類】 : 6101 (半固形剤乳化タイプ)

【製造方法】

【連番】 : 001

【製造所の名称】 : 千代田区株式会社 霞ヶ関工場

【製造方法】

<製造工程の範囲>

秤量、混合、充てん、包装、表示、保管、試験検査

<製造方法>

全成分を均一に混合し、試験検査して製品とする。

【製造販売する品目の製造所】

【名称】 : 千代田区株式会社 霞ヶ関工場

【国名コード】 : 999 (日本)

【所在地】 : 東京都千代田区霞ヶ関x丁目y番z号

【許可区分又は認定区分】 : 021 (医薬部外品 一般)

【許可番号又は認定番号】 : 13DZxxxxxx

【許可年月日又は認定年月日】 : 2xyyzz (平成xx年yy月zz日)

【適合性調査の有無】 : 2 (無)

<記載上の留意点>

【剤型分類】 : 必須項目。製剤の実体にあった剤型コードを選択すること。用法用量と性状と整合性がとれるように留意すること。

なお、「6099 その他液状剤」を選択する場合は、製剤の実体とそれ以外のコードとが合わないことを説明した資料を申請時に添付すること。

【製造方法】 :

【連番】 : 必須項目

【製造所の名称】 : 許可証に記載されている「製造所の名称」と同一の名称とすること。

【製造方法】 : 申請製剤の実体に合わせて記載すること。

【製造販売する品目の製造所】 :

【名称】 : 許可証に記載された「製造所の名称」と同一の名称を記載すること。

【国名コード】 : 記載もれがないか確認すること

【所在地】 : 許可証の「製造所の所在地」を記載

【許可区分または認定区分】 : 許可証の「許可の区分」を記載。

医薬部外品製造業であることを確認すること。

【許可番号又は認定番号】 : 許可証の「許可番号」を記載。

(許可番号のアルファベットは化粧品を示す「CZ」ではなく、医薬部外品を示す「DZ」であるか確認すること)

(許可証例)

許可番号	13DZxxxxxx
医薬部外品製造業許可証	
氏名	千代田区株式会社
製造所の名称	千代田区株式会社 霞ヶ関工場
製造所の所在地	東京都千代田区霞ヶ関x丁目y番z号
許可の区分	医薬部外品 一般
薬事法第13条第1項の規定により許可された医薬部外品 製造業者であることを証明する。	
平成aa年 bb月 cc日	
〇〇知事 △△△△	
有効期間	平成xx年 yy月 zz日から 平成dd年 ee月 ff日まで

【許可年月日又は認定年月日】：許可証の「有効期間」の開始日を記載すること（許可証発行日と間違えないように注意）。

また、許可の最新の状況を常に把握すること。申請後に廃止、許可期限切れ、名称の変更等があった場合には、審査担当に速やかに連絡すること（古い情報の場合、そのままでは施行できないことがあるため）。

【適合性調査の有無】：製造所のGMP適合性調査の必要性を記載。薬用化粧品の場合はGMP適用外の為、2（無）となる。

2. 複数の製造所を経由して製造する場合（垂直型）

2-1. （垂直型その1）

【製造方法】

【剤型分類】：6101（半固形剤乳化タイプ）

【製造方法】

【連番】：001

【製造所の名称】：千代田区株式会社 霞ヶ関工場

【製造方法】

〈製造工程の範囲〉

秤量、混合、充てん

【次の製造方法の連番】：002

【製造方法】

【連番】：002

【製造所の名称】：千代田区株式会社 目黒工場

【製造方法】

〈製造工程の範囲〉

包装、表示、保管、試験検査

〈製造方法〉

全成分を均一に混合し、試験検査して製品とする。

【製造販売する品目の製造所】

【名称】：千代田区株式会社 霞ヶ関工場

【国名コード】：999（日本）

【所在地】：東京都千代田区霞ヶ関x丁目y番z号

【許可区分又は認定区分】：021（医薬部外品 一般）

【許可番号又は認定番号】：13DZxxxxxx

【許可年月日又は認定年月日】：2xyyzz（平成xx年yy月zz日）

【適合性調査の有無】：2（無）

【製造販売する品目の製造所】

【名称】：千代田区株式会社 目黒工場

【国名コード】：999（日本）

【所在地】：東京都目黒区目黒x丁目y番z号

【許可区分又は認定区分】 : 025(医薬部外品 包装・表示・保管)
【許可番号又は認定番号】 : 13DZxxxxxx
【許可年月日又は認定年月日】 : 2xyyzz (平成xx年yy月zz日)
【適合性調査の有無】 : 2 (無)

<記載上の留意点>

次項「2-2. (垂直型その2)」の<記載上の留意点>を参照すること。

2-2. (垂直型その2)

【製造方法】

【剤型分類】 : 6101 (半固形剤乳化タイプ)

【製造方法】

【連番】 : 001

【製造所の名称】 : 千代田区株式会社 霞ヶ関工場

【製造方法】

<製造工程の範囲>

秤量、混合

【次の製造方法の連番】 : 002

【製造方法】

【連番】 : 002

【製造所の名称】 : 千代田区株式会社 渋谷工場

【製造方法】

<製造工程の範囲>

充てん、包装、表示

【次の製造方法の連番】 : 003

【製造方法】

【連番】 : 003

【製造所の名称】 : 千代田区株式会社 新宿工場

【製造方法】

<製造工程の範囲>

保管、試験検査

<製造方法>

全成分を均一に混合し、試験検査して製品とする。

【製造販売する品目の製造所】

【名称】 : 千代田区株式会社 霞ヶ関工場

【国名コード】 : 999 (日本)

【所在地】 : 東京都千代田区霞ヶ関x丁目y番z号

【許可区分又は認定区分】 : 021 (医薬部外品 一般)

【許可番号又は認定番号】 : 13DZxxxxxx

- 【許可年月日又は認定年月日】 : 2xyyzz (平成xx年yy月zz日)
【適合性調査の有無】 : 2 (無)
- 【製造販売する品目の製造所】
- 【名称】 : 千代田区株式会社 渋谷工場
【国名コード】 : 999 (日本)
【所在地】 : 東京都渋谷区渋谷x丁目y番z号
【許可区分又は認定区分】 : 021 (医薬部外品 一般)
【許可番号又は認定番号】 : 13DZxxxxxx
【許可年月日又は認定年月日】 : 2xyyzz (平成xx年yy月zz日)
【適合性調査の有無】 : 2 (無)
- 【製造販売する品目の製造所】
- 【名称】 : 千代田区株式会社 新宿工場
【国名コード】 : 999 (日本)
【所在地】 : 東京都新宿区新宿x丁目y番z号
【許可区分又は認定区分】 : 021 (医薬部外品 一般)
【許可番号又は認定番号】 : 13DZxxxxxx
【許可年月日又は認定年月日】 : 2xyyzz (平成xx年yy月zz日)
【適合性調査の有無】 : 2 (無)

<記載上の留意点>

【剤型分類】 : 必須項目。製剤の実体にあった剤型コードを選択すること。用法用量と性状と整合性がとれるように留意すること。

なお、「6099 その他液状剤」を選択する場合は、製剤の実体とそれ以外のコードとが合わないことを説明した資料を申請時に添付すること。

【製造方法】 :

【連番】 : 必須項目。1つの申請書内の製造方法欄では、【製造所の名称】欄を立てるごとに、【連番】を付番する。番号は通し番号とすること。また、製造所の製造工程の流れに従い記載し、製造所が複数ある場合(3箇所以上)は参考としてフロー図を添付すること(フロー図の作成方法については、別紙<フロー図例>を参照)。

【製造所の名称】 : 許可証の「製造所の名称」と同一の名称とすること。

【製造方法】 :

- ① 申請製剤の実体に合わせて記載すること。
- ② 保管、試験検査を行う製造所についても記載が必要。
- ③ 各々の製造所の【製造方法】欄に、その製造所で行う<製造工程の範囲>を記載。
- ④ <製造工程の範囲>は、各工程についてすべてを記載すること。○○~□□のような記載は不可。
- ⑤ 最終の製造工程(試験検査)を行う製造所の【製造方法】欄に<製造方法>を記載すること。
<製造方法>は、申請製剤の製造方法を記載すること(最終工程の製造所の製造方法ではない)一般的例として、「全成分を均一に混合し、試験検査して製品とする。」。

【次の製造方法の連番】 : 最終工程の製造所ではない場合には、必須項目。製造が必ず一定方向に進むように記載すること。

【製造販売する品目の製造所】 :

- 【名称】：許可証の「製造所の名称」と同一の名称。
- 【国名コード】：記載もれがないか確認すること。
- 【所在地】：許可証の「製造所の所在地」を記載。
- 【許可区分または認定区分】：許可証の「許可の区分」を記載。化粧品ではなく医薬部外品であること。
- 【許可番号又は認定番号】：許可証の「許可番号」を記載。（許可番号のアルファベットは化粧品を示す「CZ」ではなく、医薬部外品を示す「DZ」であるか確認すること）
- 【許可年月日又は認定年月日】：許可証の「有効期間」の開始日を記載すること（発行日と間違えないように注意）。許可の最新の状況を常に把握すること。申請後に廃止、許可期限切れ、名称の変更等があった場合には、審査担当に速やかに連絡すること（古い情報の場合、そのままでは施行できないことがあるため）。
- 【適合性調査の有無】：製造所のGMP適合性調査の必要性を記載。薬用化粧品の場合はGMP適用外の為、2（無）となる。

3. 複数の製造フローで製造する場合（水平型）

【製造方法】

【剤型分類】：6101（半固形剤乳化タイプ）

【製造方法】

【連番】：001

【製造所の名称】：千代田区株式会社 霞ヶ関工場

【製造方法】

〈製造工程の範囲〉

秤量、混合

【次の製造方法の連番】：002

【次の製造方法の連番】：003

【次の製造方法の連番】：004

【次の製造方法の連番】：005

【製造方法】

【連番】：002

【製造所の名称】：千代田区株式会社 渋谷工場

【製造方法】

〈製造工程の範囲〉

充てん、包装、表示

【次の製造方法の連番】：006

【次の製造方法の連番】：007

【製造方法】

【連番】：003

【製造所の名称】：千代田区株式会社 新宿工場

【製造方法】

〈製造工程の範囲〉

充てん、包装、表示

【次の製造方法の連番】：006

- 【次の製造方法の連番】 : 007
- 【製造方法】
- 【連番】 : 004
- 【製造所の名称】 : 千代田区株式会社 池袋工場
- 【製造方法】
- <製造工程の範囲>
- 充てん、包装、表示
- 【次の製造方法の連番】 : 006
- 【次の製造方法の連番】 : 007
- 【製造方法】
- 【連番】 : 005
- 【製造所の名称】 : 千代田区株式会社 新橋工場
- 【製造方法】
- <製造工程の範囲>
- 充てん、包装、表示
- 【次の製造方法の連番】 : 006
- 【次の製造方法の連番】 : 007
- 【製造方法】
- 【連番】 : 006
- 【製造所の名称】 : 千代田区株式会社 霞ヶ関工場
- 【製造方法】
- <製造工程の範囲>
- 保管、試験検査
- <製造方法>
- 全成分を均一に混合し、試験検査して製品とする。
- 【製造方法】
- 【連番】 : 007
- 【製造所の名称】 : 千代田区株式会社 渋谷工場
- 【製造方法】
- <製造工程の範囲>
- 保管、試験検査
- <製造方法>
- 全成分を均一に混合し、試験検査して製品とする。
- 【製造販売する品目の製造所】
- 【名称】 : 千代田区株式会社 霞ヶ関工場
- 【国名コード】 : 999 (日本)
- 【所在地】 : 東京都千代田区霞ヶ関x丁目y番z号
- 【許可区分又は認定区分】 : 021(医薬部外品 一般)
- 【許可番号又は認定番号】 : 13DZxxxxxx
- 【許可年月日又は認定年月日】 : 2xxyyzz (平成xx年yy月zz日)
- 【適合性調査の有無】 : 2 (無)

【製造販売する品目の製造所】

【名称】 : 千代田区株式会社 渋谷工場
【国名コード】 : 999 (日本)
【所在地】 : 東京都渋谷区渋谷x丁目y番z号
【許可区分又は認定区分】 : 021(医薬部外品 一般)
【許可番号又は認定番号】 : 13DZxxxxxx
【許可年月日又は認定年月日】 : 2xxyyzz (平成xx年yy月zz日)
【適合性調査の有無】 : 2 (無)

【製造販売する品目の製造所】

【名称】 : 千代田区株式会社 新宿工場
【国名コード】 : 999 (日本)
【所在地】 : 東京都新宿区新宿x丁目y番z号
【許可区分又は認定区分】 : 021(医薬部外品 一般)
【許可番号又は認定番号】 : 13DZxxxxxx
【許可年月日又は認定年月日】 : 2xxyyzz (平成xx年yy月zz日)
【適合性調査の有無】 : 2 (無)

【製造販売する品目の製造所】

【名称】 : 千代田区株式会社 池袋工場
【国名コード】 : 999 (日本)
【所在地】 : 東京都豊島区池袋x丁目y番z号
【許可区分又は認定区分】 : 021(医薬部外品 一般)
【許可番号又は認定番号】 : 13DZxxxxxx
【許可年月日又は認定年月日】 : 2xxyyzz (平成xx年yy月zz日)
【適合性調査の有無】 : 2 (無)

【製造販売する品目の製造所】

【名称】 : 千代田区株式会社 新橋工場
【国名コード】 : 999 (日本)
【所在地】 : 東京都港区新橋x丁目y番z号
【許可区分又は認定区分】 : 021(医薬部外品 一般)
【許可番号又は認定番号】 : 13DZxxxxxx
【許可年月日又は認定年月日】 : 2xxyyzz (平成xx年yy月zz日)
【適合性調査の有無】 : 2 (無)

<記載上の留意点>

【剤型分類】 : 必須項目。製剤の実体にあった剤型コードを選択すること。用法用量と性状と整合性がとれるように留意すること。

なお、「6099 その他液状剤」を選択する場合は、製剤の実体とそれ以外のコードとが合わないことを説明した資料を申請時に添付すること。

【製造方法】 :

【連番】 : 必須項目。1つの申請書内の製造方法欄では、【製造所の名称】欄を立てるごとに、【連番】を付番する。番号は通し番号とすること。また、製造所の製造工程の流れに従い記載し、製造所が複数ある場合(3箇所以上)は参考としてフロー図を添付すること(フロー図の

作成方法については、別紙<フロー図例>を参照)。

【製造所の名称】：許可証の「製造所の名称」と同一の名称とすること。

【製造方法】：

- ① 申請製剤の実体に合わせて記載すること。
- ② 保管、試験検査を行う製造所についても記載が必要。
- ③ 各々の製造所の【製造方法】欄に、その製造所で行う<製造工程の範囲>を記載。
- ④ <製造工程の範囲>は、各工程についてすべてを記載すること。〇〇～□□のような記載は不可。
- ⑤ 最終の製造工程(試験検査)を行う製造所の【製造方法】欄に<製造方法>を記載すること。
<製造方法>は、申請製剤の製造方法を記載すること(最終工程の製造所の製造方法ではない)。一般的例として、「全成分を均一に混合し、試験検査して製品とする。」。

【次の製造方法の連番】：最終工程の製造所ではない場合には、必須項目。製造が必ず一定方向に進むように記載すること。

【製造販売する品目の製造所】：

【名称】：許可証の「製造所の名称」と同一の名称。

【国名コード】：記載もれがないか確認すること。

【所在地】：許可証の「製造所の所在地」を記載。

【許可区分または認定区分】：許可証の「許可の区分」を記載。化粧品ではなく医薬部外品であること。

【許可番号又は認定番号】：許可証の「許可番号」を記載。(許可番号のアルファベットは化粧品を示す「CZ」ではなく、医薬部外品を示す「DZ」であるか確認すること)

【許可年月日又は認定年月日】：許可証の「有効期間」の開始日を記載すること(発行日と間違えないように注意)。許可の最新の状況を常に把握すること。申請後に廃止、許可期限切れ、名称の変更等があった場合には、審査担当に速やかに連絡すること。(古い情報の場合、そのままでは施行できないことがあるため)。

【適合性調査の有無】：製造所のGMP適合性調査の必要性を記載。薬用化粧品の場合はGMP適用外の為、2(無)となる。

4. 外国製造業者で一貫製造をして輸入する場合(外国製造業者の利用)

【製造方法】

【剤型分類】：6101(半固形剤乳化タイプ)

【製造方法】

【連番】：001

【製造所の名称】：ABC INC

【製造方法】

<製造工程の範囲>

秤量、混合、充填、包装、表示

【次の製造方法の連番】：002

【製造方法】

【連番】：002

【製造所の名称】：千代田区株式会社 目黒工場

【製造方法】

国内の製造業者での製造工程を記載

<製造工程の範囲>

保管、試験検査

<製造方法>

全成分を均一に混合し、試験検査して製品とする。

【製造販売する品目の製造所】

【名称】 : ABC INC

【国名コード】 : 304 (アメリカ合衆国)

【所在地】 : XXX YY, USA

【許可区分または認定区分】 : 021 (医薬部外品 一般)

【許可番号または認定番号】 : DG304xxxxx

【許可年月日又は認定年月日】 : 2xxyyzz (平成xx年yy月zz日)

【適合性調査の有無】 : 2 (無)

【製造販売する品目の製造所】

【名称】 : 千代田区株式会社 目黒工場

【国名コード】 : 999 (日本)

【所在地】 : 東京都目黒区目黒x丁目y番z号

【許可区分または認定区分】 : 025 (医薬部外品 包装・表示・保管)

【許可番号または認定番号】 : 13DZxxxxxx

【許可年月日又は認定年月日】 : 2xxyyzz (平成xx年yy月zz日)

【適合性調査の有無】 : 2 (無)

(認定証例)

認定番号 DG304xxxxx

医薬部外品 外国製造業者認定証
Accreditation certificate of foreign quasi-drug manufacturer

氏名又は名称 ABC INC
Name (Name of corporation)

製造所の所在地 XXX YY, USA
Name of the manufacturing establishment

認定の区分 医薬部外品 一般 (Non-sterile Quasi-drug)
Accreditation categories

薬事法第13条の3の規定により認定された医薬部外品外国製造業者であることを証明する。
It is certified that the above manufacturer is certified foreign quasi-drug manufacturer pursuant to Article 13-3 of the Pharmaceutical Affairs Act.

平成 xx 年 aa 月 bb 日
20cc Year aa Month bb Day

厚生労働大臣 △ △ △ △
Minister of Health, Labor and Welfare XXXX XXXX

有効期間 平成 xx 年 yy 月 zz 日から
Valid period From 20cc Year yy Month zz Day
平成 dd 年 ee 月 ff 日まで
until 20gg Year ee Month ff Day

(許可証例)

許可番号 13DZxxxxxx

医薬部外品製造業許可証

氏名 千代田区株式会社

製造所の名称 千代田区株式会社 目黒工場

製造所の所在地 東京都目黒区目黒x丁目y番z号

許可の区分 医薬部外品 包装・表示・保管

薬事法第13条第1項の規定により許可された医薬部外品製造業者であることを証明する。

平成 aa 年 bb 月 cc 日

〇〇〇知事 △ △ △ △

有効期間 平成 xx 年 yy 月 zz 日から
平成 dd 年 ee 月 ff 日まで

<記載上の留意点>

【剤型分類】：必須項目。製剤の実体にあった剤型コードを選択すること。用法用量と性状と整合性がとれるように留意すること。

なお、「6099 その他液状剤」を選択する場合は、製剤の実体とそれ以外のコードとが合わないことを説明した資料を申請時に添付すること。

【製造方法】：

【連番】：必須項目。1つの申請書内の製造方法欄では、【製造所の名称】欄を立てるごとに、【連番】を付番する。番号は通し番号とすること。また、製造所の製造工程の流れに従い記載し、製造所が複数ある場合（3箇所以上）は参考としてフロー図を添付すること（フロー図の作成方法については、別紙<フロー図例>を参照）。

【製造所の名称】：認定証又は許可証の「製造所の名称」と同一の名称とすること。

【製造方法】：

- ① 申請製剤の実体に合わせて記載すること。
- ② 保管、試験検査を行う製造所についても記載が必要。
- ③ 各々の製造所の【製造方法】欄に、その製造所で行う<製造工程の範囲>を記載。
- ④ <製造工程の範囲>は、各工程についてすべてを記載すること。〇〇～□□のような記載は不可。
- ⑤ 最終の製造工程（試験検査）を行う製造所の【製造方法】欄に<製造方法>を記載すること。<製造方法>は、申請製剤の製造方法を記載すること（最終工程の製造所の製造方法ではない）。一般的例として、「全成分を均一に混合し、試験検査して製品とする。」。

【次の製造方法の連番】：最終工程の製造所ではない場合には、必須項目。製造が必ず一定方向に進むように記載すること。

【製造販売する品目の製造所】：

【名称】：認定証又は許可証の「製造所の名称」と同一の名称にすること（大文字・小文字、スペースなどに注意すること）。

【国名コード】：記載もれがないか確認すること。

【所在地】：認定証又は許可証の「製造所の所在地」を記載。

【許可区分または認定区分】：認定証又は許可証の「許可の区分」を記載。化粧品ではなく医薬部外品であること。

【許可番号又は認定番号】：認定証又は許可証の「認定番号」又は「許可番号」を記載。化粧品ではなく医薬部外品であること。

【許可年月日又は認定年月日】：認定証又は許可証の「有効期間」の開始日を記載すること（発行日と間違えないように注意）。認定又は許可の最新の状況を常に把握すること。申請後に廃止、認定又は許可期限切れ、名称の変更等があった場合には、審査担当に速やかに連絡すること。（古い情報の場合、そのままでは施行できないことがあるため）。

【適合性調査の有無】：製造所のGMP適合性調査の必要性を記載。薬用化粧品の場合はGMP適用外の為、2（無）となる。

5. 外部試験機関を利用する場合

【製造方法】

【剤型分類】 :6101(半固形剤乳化タイプ)

【製造方法】

【連番】 :001
【製造所の名称】 : 千代田区株式会社 霞ヶ関工場
【製造方法】

〈製造工程の範囲〉
秤量、混合

【次の製造方法の連番】 :002
【次の製造方法の連番】 :003

【製造方法】

【連番】 :002
【製造所の名称】 : 千代田区株式会社 渋谷工場
【製造方法】

〈製造工程の範囲〉

充てん、包装、表示、保管、試験検査（外部試験機関：千代田区 検査センター）

〈製造方法〉

全成分を均一に混合し、試験検査して製品とする。

製造販売する品目の製造所欄にも記載する。

【製造方法】

【連番】 :003
【製造所の名称】 : 千代田区株式会社 新宿工場
【製造方法】

〈製造工程の範囲〉

充てん、包装、表示、保管、試験検査（外部試験機関：千代田区 検査センター）

〈製造方法〉

全成分を均一に混合し、試験検査して製品とする。

製造販売する品目の製造所欄にも記載する。

【製造販売する品目の製造所】

【名称】 : 千代田区株式会社 霞ヶ関工場
【国名コード】 : 999（日本）
【所在地】 : 東京都千代田区霞ヶ関x丁目y番z号
【許可区分又は認定区分】 : 021(医薬部外品 一般)
【許可番号又は認定番号】 : 13DZxxxxxx
【許可年月日又は認定年月日】 : 2xxyyzz（平成xx年yy月zz日）
【適合性調査の有無】 : 2（無）

【製造販売する品目の製造所】

【名称】 : 千代田区株式会社 渋谷工場
【国別コード】 : 999（日本）
【所在地】 : 東京都渋谷区渋谷x丁目y番z号
【許可区分又は認定区分】 : 021（医薬部外品 一般）
【許可番号又は認定番号】 : 13DZXXXXXX
【許可年月日又は認定年月日】 : 2xxyyzz（平成xx年yy年zz日）
【適合性調査の有無】 : 2（無）
【外部検査機関等】

【名称】 : 千代田区 検査センター

【住所】 : 東京都港区虎ノ門x丁目y番z号
【適合性調査の有無】 : 2 (無)
【製造販売する品目の製造所】
【名称】 : 千代田区株式会社 新宿工場
【国別コード】 : 999 (日本)
【所在地】 : 東京都新宿区新宿x丁目y番z号
【許可区分又は認定区分】 : 021 (医薬部外品 一般)
【許可番号又は認定番号】 : 13DZXXXXXX
【許可年月日又は認定年月日】 : 2xxyyzz (平成xx年yy年zz日)
【適合性調査の有無】 : 2 (無)
【外部検査機関等】
【名称】 : 千代田区 検査センター
【住所】 : 東京都港区虎ノ門x丁目y番z号
【適合性調査の有無】 : 2 (無)

<記載上の留意点>

【剤型分類】 : 必須項目。製剤の実体にあった剤型コードを選択すること。用法用量と性状と整合性がとれるように留意すること。

なお、「6099 その他液状剤」を選択する場合は、製剤の実体とそれ以外のコードとが合わないことを説明した資料を申請時に添付すること。

【製造方法】 :

【連番】 : 必須項目。1つの申請書内の製造方法欄では、【製造所の名称】欄を立てるごとに、【連番】を付番する。番号は通し番号とすること。また、製造所の製造工程の流れに従い記載し、製造所が複数ある場合(3箇所以上)は参考としてフロー図を添付すること(フロー図の作成方法については、別紙<フロー図例>を参照)。

【製造所の名称】 : 許可証の「製造所の名称」と同一の名称とすること。

【製造方法】 :

- ① 申請製剤の実体に合わせて記載すること。
- ② 保管、試験検査を行う製造所についても記載が必要。
- ③ 各々の製造所の【製造方法】欄に、その製造所で行う<製造工程の範囲>を記載。
- ④ <製造工程の範囲>は、各工程についてすべてを記載すること。〇〇~□□のような記載は不可。
- ⑤ 外部検査機関を利用する製造所の<製造工程の範囲>の試験検査の後に外部検査機関名を記載する。
- ⑥ 最終の製造工程(試験検査)を行う製造所の【製造方法】欄に<製造方法>を記載すること。<製造方法>は、申請製剤の製造方法を記載すること(最終工程の製造所の製造方法ではない)。一般的例として、「全成分を均一に混合し、試験検査して製品とする。」。

【次の製造方法の連番】 : 最終工程の製造所ではない場合には、必須項目。製造が必ず一定方向に進むように記載すること。

【製造販売する品目の製造所】 :

【名称】 : 許可証の「製造所の名称」と同一の名称。

【国名コード】：記載もれがないか確認すること。

【所在地】：許可証の「製造所の所在地」を記載。

【許可区分または認定区分】：許可証の「許可の区分」を記載。化粧品ではなく医薬部外品であること。

【許可番号又は認定番号】：許可証の「許可番号」を記載。（許可番号のアルファベットは化粧品を示す「CZ」ではなく、医薬部外品を示す「DZ」であるか確認すること）

【許可年月日又は認定年月日】：許可証の「有効期間」の開始日を記載すること（発行日と間違えないように注意）。許可の最新の状況を常に把握すること。申請後に廃止、許可期限切れ、名称の変更等があった場合には、審査担当に速やかに連絡すること。（古い情報の場合、そのままでは施行できないことがあるため）。

【適合性調査の有無】：製造所のGMP適合性調査の必要性を記載。薬用化粧品の場合はGMP適用外の為、2（無）となる。

【外部検査機関等】：外部検査機関を利用する製造所について記載する。

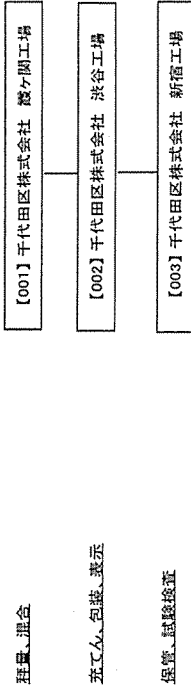
【名称】：外部検査機関の名称を記載。

【住所】：外部検査機関の住所を記載。

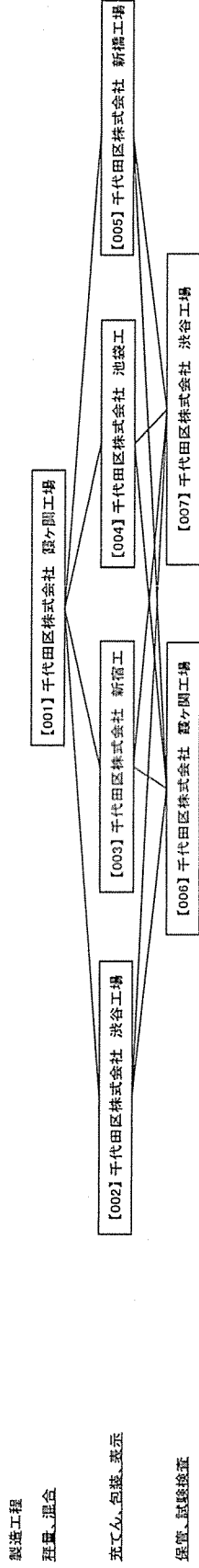
【適合性調査の有無】：外部検査機関のGMP適合性調査の必要性を記載。薬用化粧品の場合はGMP適用外の為、2（無）となる。

別紙 < フロー図例 >

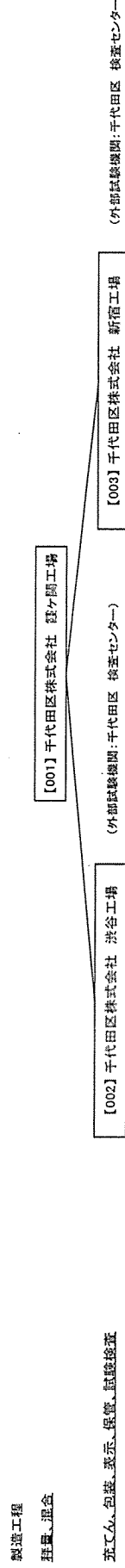
2-2: 複数の製造所を経由して製造(垂直型その2)



3: 複数の製造フローで製造(水平型)



4: 外部試験機関を利用する場合



(参考)

「一貫製造」と「複数の製造所を経由して製造(垂直型)」とを記載する例①

製造工程

秤量、混合、充てん、包装、表示、保管、試験検査

【001】千代田区株式会社 霞ヶ関工場

製造工程

秤量、混合

【002】千代田区株式会社 霞ヶ関工場

充てん、包装、表示

【003】千代田区株式会社 渋谷工場

保管、試験検査

【004】千代田区株式会社 新宿工場

「一貫製造」と「複数の製造所を経由して製造(垂直型)」とを記載する例②

製造工程

秤量、混合

【001】千代田区株式会社 霞ヶ関工場

充てん、包装、表示

【002】千代田区株式会社 霞ヶ関工場

【003】千代田区株式会社 渋谷工

保管、試験検査

【004】千代田区株式会社 霞ヶ関工場

【005】千代田区株式会社 新宿工

※参考の例①及び例②では、申請書の記載方法が異なるので注意が必要です。

カテゴリー別製造方法例一覧 (一貫製造の場合について記載)

68 クリーム、乳液、ハンドクリーム、化粧用油 (リップクリーム等を含む)

【製造方法】 【剤型分類】 【製造方法】 【運番】 【製造所の名称】 【製造方法】	:6101(半固形剤乳化タイプ) :001 :千代田区株式会社 霞ヶ間工場 秤量、混合、充てん、包装、表示、保管、試験検査	:6101(半固形剤乳化タイプ) :001 :千代田区株式会社 霞ヶ間工場 秤量、混合、乳化、充てん、包装、表示、保管、試験検査	:6002(液状剤乳化タイプ) :001 :千代田区株式会社 霞ヶ間工場 秤量、混合、充てん、包装、表示、保管、試験検査	:6102(半固形剤粘剤タイプ) :001 :千代田区株式会社 霞ヶ間工場 秤量、混合、充てん、包装、表示、保管、試験検査	:6202(固形剤打型タイプ) :001 :千代田区株式会社 霞ヶ間工場 秤量、混合、打型、装てん、包装、表示、保管、試験検査	:6203(固形剤流し込みタイプ) :001 :千代田区株式会社 霞ヶ間工場 秤量、混合、溶解、充てん、包装、表示、保管、試験検査
<製造方法>	全成分を均一に混合し、試験検査して製品とする	全成分を均一に混合し、試験検査して製品とする	全成分を均一に混合し、試験検査して製品とする	全成分を均一に混合し、試験検査して製品とする	全成分を均一に混合し、試験検査して製品とする	全成分を均一に混合し、試験検査して製品とする
	「混合」の中に乳化の工程を含めて記載することも可	他のカテゴリーにおいても記載方法は2通りある				

67 化粧水

【製造方法】 【剤型分類】 【製造方法】 【運番】 【製造所の名称】 【製造方法】	:6001(ローションタイプ) :001 :千代田区株式会社 霞ヶ間工場 秤量、混合、充てん、包装、表示、保管、試験検査	:6102(半固形剤粘剤タイプ) :001 :千代田区株式会社 霞ヶ間工場 秤量、混合、充てん、包装、表示、保管、試験検査
<製造工程の範囲>	全成分を均一に混合し、試験検査して製品とする	全成分を均一に混合し、試験検査して製品とする
<製造方法>		

71 バック

【製造方法】 【剤型分類】 【製造方法】 【連番】 【製造所の名称】 【製造方法】 <製造工程の範囲>	:6101(半固形剤乳化タイプ) :001 :千代田区株式会社 霧ヶ岡工場 秤量、混合、充てん、包装、表示、保管、試験検査	:6104(半固形剤ピロールタイプ) :001 :千代田区株式会社 霧ヶ岡工場 秤量、混合、充てん、包装、表示、保管、試験検査	:6502(特殊剤含浸タイプ) :001 :千代田区株式会社 霧ヶ岡工場 秤量、混合、充てん、包装、表示、保管、試験検査
<製造方法>	全成分を均一に混合し、試験検査して製品とする	全成分を均一に混合し、試験検査して製品とする	原液の全成分を均一に混合する。不織布0枚及び保液0mlを容器に充てんし、試験検査して製品とする。(マスク図面を添付。)
			1 包あたりの不織布の枚数、原液の量を記載すること。 図面を添付した旨の記載必要 紙とPDFの両方が必要

72 薬用石けん(洗剤料を含む)

【製造方法】 【剤型分類】 【製造方法】 【連番】 【製造所の名称】 【製造方法】 <製造工程の範囲>	:6204(固形剤固形状タイプ) :001 :千代田区株式会社 霧ヶ岡工場 秤量、混合、粉砕、成型、包装、表示、保管、試験検査	:6004(液状剤オイルタイプ) :001 :千代田区株式会社 霧ヶ岡工場 秤量、混合、充てん、包装、表示、保管、試験検査	:6101(半固形剤乳化タイプ) :001 :千代田区株式会社 霧ヶ岡工場 秤量、混合、充てん、包装、表示、保管、試験検査
<製造方法>	全成分を均一に混合し、試験検査して製品とする	全成分を均一に混合し、試験検査して製品とする	全成分を均一に混合し、試験検査して製品とする

【製造方法】			
【剤型分類】	:6002(液状剤乳化タイプ)	:6101(半固形剤乳化タイプ)	
【製造方法】	:001	:001	
【連番】	:千代田区株式会社 霞ヶ関工場	:千代田区株式会社 霞ヶ関工場	
【製造所の名称】	秤量、混合、充てん、包装、表示、保管、試験検査	秤量、混合、充てん、包装、表示、保管、試験検査	
【製造方法】			
<製造工程の範囲>			
<製造方法>	全成分を均一に混合し、試験検査して製品とする	全成分を均一に混合し、試験検査して製品とする	

65 シャンプー

【製造方法】			
【剤型分類】	:6001(ローションタイプ)	:6101(半固形剤乳化タイプ)	
【製造方法】	:001	:001	
【連番】	:千代田区株式会社 霞ヶ関工場	:千代田区株式会社 霞ヶ関工場	
【製造所の名称】	秤量、混合、充てん、包装、表示、保管、試験検査	秤量、混合、充てん、包装、表示、保管、試験検査	
【製造方法】			
<製造工程の範囲>			
<製造方法>	全成分を均一に混合し、試験検査して製品とする	全成分を均一に混合し、試験検査して製品とする	

66 リンス

【製造方法】	:6101(半固形剤乳化タイプ)
【剤型分類】	
【製造方法】	:001
【運番】	:千代田区株式会社 霞ヶ関工場
【製造所の名称】	秤量、混合、充てん、包装、表示、保管、試験検査
【製造方法】	
<製造工程の範囲>	
<製造方法>	全成分を均一に混合し、試験検査して製品とする

69 ひげそり用剤

【製造方法】	:6102(半固形剤粘糊タイプ)	:6101(半固形剤乳化タイプ)
【剤型分類】		
【製造方法】	:001	:001
【運番】	:千代田区株式会社 霞ヶ関工場	:千代田区株式会社 霞ヶ関工場
【製造所の名称】	秤量、混合、充てん、包装、表示、保管、試験検査	秤量、混合、充てん、包装、表示、保管、試験検査
【製造方法】		
<製造工程の範囲>		
<製造方法>	全成分を均一に混合し、試験検査して製品とする	全成分を均一に混合し、試験検査して製品とする

その他

エアゾール製剤のまとめ	エアゾール(アルミ容器)	エアゾール(スチール容器)	エアゾール(スチール容器)	エアゾール(スチール容器)	エアゾール(二重容器)
<p>【製造方法】</p> <p>【剤型分類】</p> <p>【製造方法】</p> <p>【連番】</p> <p>【製造所の名称】</p> <p>【製造方法】</p> <p><製造工程の範囲></p>	<p>:6401(エアゾール希液状タイプ)</p> <p>:001</p> <p>:千代田区株式会社 霞ヶ間工場</p> <p>秤量、混合、充てん、包装、表示、保管、試験検査</p>	<p>:6403(エアゾール希粉末タイプ)</p> <p>:001</p> <p>:千代田区株式会社 霞ヶ間工場</p> <p>秤量、混合、充てん、包装、表示、保管、試験検査</p>	<p>:6401(エアゾール希液状タイプ)</p> <p>:001</p> <p>:千代田区株式会社 霞ヶ間工場</p> <p>秤量、混合、充てん、包装、表示、保管、試験検査</p>	<p>:6403(エアゾール希粉末タイプ)</p> <p>:001</p> <p>:千代田区株式会社 霞ヶ間工場</p> <p>秤量、混合、充てん、包装、表示、保管、試験検査</p>	<p>:6401(エアゾール希液状タイプ)</p> <p>:001</p> <p>:千代田区株式会社 霞ヶ間工場</p> <p>秤量、混合、充てん、包装、表示、保管、試験検査</p>
<p><製造方法></p>	<p>原液の全成分を均一に混合し、耐圧容器に噴射剤と共に充てんし、試験検査して製品とする。使用する容器の材質はアルミニウムである。尚、使用する容器の形状は平成4年12月22日薬審第832号通知の範囲内である。</p>	<p>原液の全成分を均一に混合し、耐圧容器に噴射剤と共に充てんし、試験検査して製品とする。使用する容器の材質はアルミニウムである。尚、使用する容器の形状は平成4年12月22日薬審第832号通知の範囲内である。</p>	<p>原液の全成分を均一に混合し、耐圧容器に噴射剤と共に充てんし、試験検査して製品とする。使用する容器の材質はスチールである。尚、使用する容器の形状は平成4年12月22日薬審第832号通知の範囲内である。</p>	<p>原液の全成分を均一に混合し、耐圧容器に噴射剤と共に充てんし、試験検査して製品とする。使用する容器の材質はスチールである。尚、使用する容器の形状は平成4年12月22日薬審第832号通知の範囲内である。</p>	<p>原液の全成分を均一に混合し、内側容器に充てん、外側耐圧容器に噴射剤を充てんし、試験検査して製品とする。使用する容器の材質は内側容器ポリエチレン、外側容器アルミニウムである。尚、使用する容器の形状は添付した図面の通りである。</p>
					<p>形状が通知範囲外の場合 容器図面の添付が必要である。 紙とPDFの両方が必要。</p>